



宮崎県人権啓発  
シンボルマーク

宮崎県人権啓発センターだより  
「人権」とは、人間らしく幸せに生きるための権利。だれにとっても身近で大切なものです。思いやりの心をもって、みんなで「じんけんの風」を吹かせましょう。

# じんけんの

JINKEN NO KAZE



見えていますか？

## 「特集」 インターネットの 向こう側

～インターネットで  
つながっているのは人です～

その向こうに笑顔  
ワンタップ  
コミュニケーション

- じんけんinterview  
宮崎県警察本部 サイバー犯罪対策室長  
佐藤勝重さん ..... 03
- ストップ！高齢者虐待 ..... 04
- 3月は「自殺対策強化月間」です ..... 05
- 犯罪被害者等の人たちの  
人権を守るために ..... 06
- 女性に対する暴力をなくす運動 ..... 07
- 人権啓発活動協働推進事業の取組紹介 ... 08
- 平成28年度  
人権啓発パートナー強化事業のご紹介 ... 09
- おすすめDVD紹介/  
わたしたちの人権講座 ..... 10

見えていませんか？

# インターネットの向こう側

～インターネットでつながっているのは人です～



インターネットは、パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などを使って簡単に利用できます。また、様々なアプリやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の活用で、コミュニケーションの輪が広がり、人と人がつながる重要なツールの1つとなっています。しかし、一方では、インターネットを悪用した行為も増えており、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現が掲載されるなど、人権に関わる問題も発生しています。

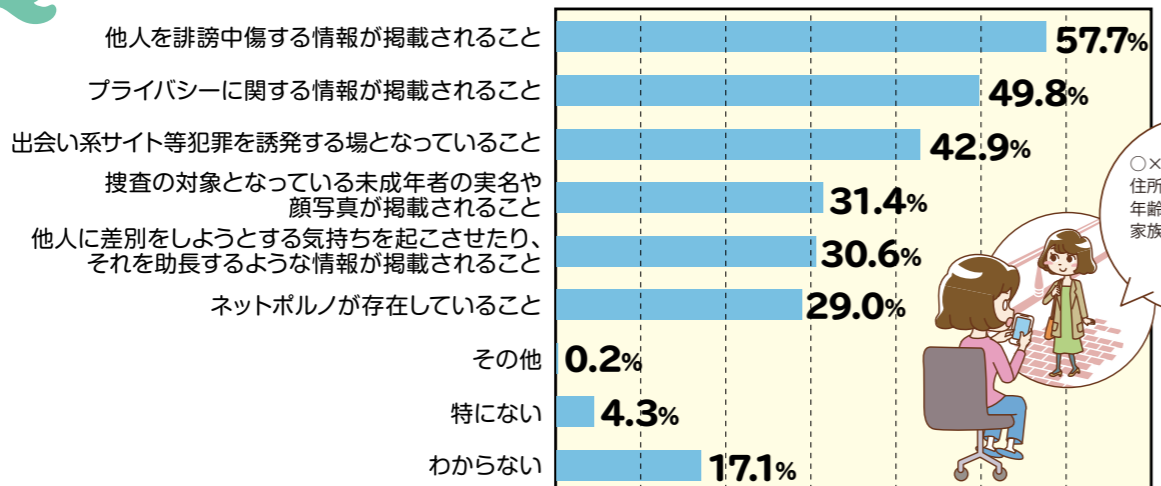
今回はインターネットと人権について、みんなで考えてみましょう。

使い方を間違えないで!

## インターネットを悪用した人権侵害

インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、使い方を間違えたり、悪意をもって使うと、人の心を傷つける「凶器」にもなり、使い次第では「加害者」にも、「被害者」にもなるおそれがあるのです。

### インターネットによる人権侵害について、どのような問題が起きていると思いますか？



内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査から)

○× A子  
住所 宮崎市△△  
年齢 30歳  
家族構成 4人  
(父母弟…)

### 【インターネット上の人権侵害の特徴】

簡単に加害者に

誰でも簡単に書き込みができ、複製・画像等の合成も簡単にできる。

匿名性

匿名での書き込みが可能のため、内容が悪質になりやすく、すぐに加害者を特定するのが難しい。

被害が急速に拡大

いったんネット上に掲載されると、次々とコピー・転載され、短期間に世界中に広がる。

被害の回復が困難

情報の発信者・サイト管理者が特定できないことがあり、削除要請が難しいこともある。

### こんなことは人権侵害です

- たとえば…
- 差別表現
  - 誹謗中傷の書き込み
  - プライバシーの暴露
  - 児童ポルノの掲載
  - 個人情報の流出
  - 著作権の侵害
  - ネットいじめ
  - 嫌がらせメール

参照:(公財)人権教育啓発推進センター  
人権ポケットブック④  
「インターネットと人権」

困ったときには、一人で悩まないで!

インターネット上で人権侵害にあったときは、信頼できる人に相談し、適切な対処方法について一緒に考えましょう。

- プロバイダ、サーバの管理・運営者などに、発信者の情報開示を請求したり、人権侵害の情報削除を依頼することができます。
- 削除依頼が困難だったり、削除要請に応じない場合は、法務局が助言や手助けをします。インターネット上の情報について調査を行い、人権侵害に該当すればプロバイダなどへの削除要請を行います。

### インターネット上で人権侵害にあったら…



\*発信者が特定できないといっても、捜査機関による発信者の特定は可能。匿名の書き込みであっても責任が生じます。

プロバイダ等に削除依頼を行い、それでも解決しない場合には最寄りの法務局に相談しましょう。

### 【法務局による相談窓口】

#### ●インターネット人権相談受付窓口

パソコン  
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話  
<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

インターネット人権相談 検索

#### ●みんなの人権110番(全国共通)

ゼロゼロみんなのひやくとおぼん  
0570-003-110  
受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで  
(最寄りの法務局につながります)

#### ●子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)

ゼロゼロみんなのひやくとおぼん  
0120-007-110  
受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

#### ●女性の人権ホットライン(全国共通)

ゼロナゼロのハートライン  
0570-070-810  
受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

ネット被害から  
自分を守るために!

ネットで相手を  
傷つけないために!

インターネットの使い方についての知識が不十分だと、思わぬトラブルに巻き込まれたり、人権侵害を受けたりする可能性があります。日ごろから、インターネット上での情報収集や情報発信には責任をもち、怪しいサイトにはアクセスしないなど、自分から危険に近づかないようにすることが大切です。

ネット上の匿名性などを悪用し、相手を傷つけるような書き込みは許されません。また、メールやブログ、コミュニティサイトなどへの何気ない書き込みが相手を傷つけ、取り返しのつかない事態を引き起こす場合もあります。顔が見えないからこそ、相手のことを考えて、十分に配慮しながらインターネットを利用しましょう。

インターネットの世界は公共の場です。見ず知らずの多くの人とつながっています。画面の向こう側には人がいることを意識しましょう。そして、お互いを尊重する気持ちを忘れずに、ルールやマナーを守ってインターネットを利用しましょう。インターネットをあたりまえのように使う私たち一人ひとりに人権感覚が求められているのです!



## インターネットの世界にも 多様性を認め合う心が大事



宮崎県警察本部 サイバー犯罪対策室長

佐藤 勝重さん

### 気をつけて!他人ごとではないサイバー犯罪

サイバー犯罪とは、インターネットなどの情報通信技術を悪用した犯罪のこと。たとえば、他人のID・パスワードを使って不正アクセスを行う、コンピュータウイルスをばらまく、インターネット掲示板等に人の悪口を書き込むなどの行為があります。宮崎県内でも、平成28年中に約1900件のサイバー犯罪に関する相談が寄せられ、なかでも架空請求やワンクリック詐欺などの相談が多くを占めています。昨秋は一時的に、LINEの乗っ取りや成りすまし犯による詐欺も急増しました。

私たちサイバー犯罪対策室では、警察安全相談に寄せられた相談を受けたり、検挙に向けた捜査活動に加え、犯罪を未然に防ぐための広報啓発活動も行っています。サイバーセキュリティカレッジ（出前教室）には、児童・生徒とともに多くの学校関係者や保護者の方にも参加していただいています。特に、子どもたちをサイバー犯罪から守るには、大人も正しい知識を身につけなければなりません。わからないからと遠ざけるよりも、幼い頃から一緒に使って正しい付き合い方を学ばせることが大切です。

### 人権侵害につながりやすい インターネットの世界

不正アクセスや詐欺とともに、インターネットの世界で起きやすいのが誹謗中傷や名誉毀損などの人権侵害です。顔が見えないという匿名性ゆえに、安易に人の悪口を書き込んでしまったり、悪意はなくても知らず知らずのうちに他人の個人情報を流出させてしまったり。インターネットの世界では犯罪の痕跡が残りやすく、また一度流出してしまった情報は次々と拡散して完全に回収することは非常に困難です。インターネットの世界では、誰もが被害者にも加害者にもなり得ますから、情報発信には注意が必要です。

県内でも、名誉毀損や誹謗中傷、脅迫、児童買春や児童ポルノ法違反などの事例が起きています。もし、インターネット上で人権侵害やサイバー犯罪に遭ったら、一人で抱え込まずに相談してください。事例によっては、犯人検挙のための捜査を開

始します。また、検挙までは望まないという場合でも、相手の特定やプロバイダへの削除要請など、さまざまな対処法があります。警察安全相談電話#9110に相談するか、警察庁セキュリティポータルサイト「@police」を参照してください。民間の「トラブル解決」サイトは注意が必要です。なるべく公的機関のものを参照するようにしてください。

### 機械の問題ではない、人間の問題である

インターネットと上手に付き合うには、実社会と同じようにコミュニケーション能力を高める必要があります。本来のコミュニケーションとは、顔を合わせて直接会話することだと思います。それは、相手の表情やしぐさなどから思いや考えを知ることができるからです。ですから、インターネットの世界でも、顔が見えないからいいだろうではなくて面と向かってしてはいけないことは、やはりネット上でもしてはいけません。機械の向こうに人がいることを常に想像してほしい。「こんなことをしたら、相手はどう思うか。自分の親や兄弟は何を思うか。」常に自分に問う習慣をつければ、おのずと思いやりの心が生まれます。結局、すべては機械の問題ではなく、人間の問題なんです。

私たちの社会は、多様性で成り立っています。一人ひとり、価値観も得意なこととも違います。自分と違う考え方だからといって、相手を攻撃する必要はありません。他者を受け入れ、認め合う。そんな成熟した社会の中で、インターネットとも上手に付き合っていきたいものです。

さとうかつしげ  
宮崎県警察本部生活安全部生活環境課  
サイバー犯罪対策室室長



# ストップ! 高齢者虐待

宮崎県内において、平成27年度に養護者（家族等）による虐待について、市町村に寄せられた相談・通報件数は172件で、事実確認の結果、高齢者虐待と認められた事例は100件（虐待された人の人数は102人、虐待者は105人）に上っています。



## 高齢者虐待の防止のために

身近な相談窓口を活用しよう

介護による負担を軽減するためにも認知症や介護に関する正しい理解を深めましょう。

高齢者の介護を担う家族は、心身ともに大きな負担を抱えることが多いと考えられます。

ひとりで介護の悩みを抱え込まず、市町村の相談窓口やお近くの地域包括支援センターへ適切な介護サービス利用などを相談しましょう。



地域で支え合いましょう

近所とのつきあいがなく、孤立している高齢者世帯などへの声かけや見守りが、虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりの一歩になります。

## 高齢者虐待を早期に発見するためには、虐待を疑わせるサインを見逃さないことが大切です。

### 高齢者にみられるサイン

チェック

- からだに不自然なけがやアザがある。
- 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある。
- おびえる、わめく、泣くなどの症状がみられる。
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる。
- お金があるのに生活費の支払ができない。
- 部屋に衣類やおむつなどが散乱している。
- 悪臭がしたり、服が汚れている等不衛生である。
- 薬や届け物が放置されている。

### 虐待の類型



### 介護者にみられるサイン

チェック

- 介護に疲れている。
- 無気力、投げやりである。
- 高齢者を怒鳴る、しつこくと言って叩く。
- 介護サービスを受けさせない。
- 病院への受診を拒んでいる。

チェックが付いた項目が多いほど、虐待の可能性が高い状態です

お住まいの市町村や地域包括支援センターへご相談・ご連絡ください。



# 3月は「自殺対策強化月間」です

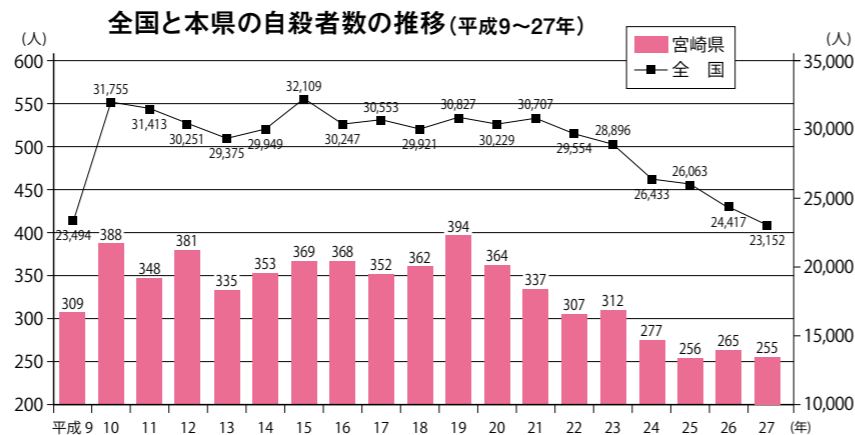
～ひとりで悩まないで！誰かに話してみませんか？～

あなたの大切な人の、いつもと違う言葉や態度に気づいてください。

例年、自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、国や県、市町村、関係機関が連携し、悩みを抱えた方が必要な支援を受けられるよう、重点的に相談支援や広報活動を展開しています。

厚生労働省「人口動態統計」によると、平成27年に全国で23,152名、本県でも255名の方が自殺により亡くなっています。また、本県の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、23.2人と全国で3番目に高くなっています。

県民の皆さま一人ひとりの「悩んでいる人に気づき、声をかける」という取組が地域における自殺を予防することにつながります。誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指して、今私たちにできることから始めましょう。



## 誰かに話をするだけで、気持ちが楽になることもあります。

こころの相談窓口

\*月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

夜間電話相談

- 宮崎県精神保健福祉センター ☎0985-27-5663
- 高鍋保健所 健康づくり課 ☎0983-22-1330
- 中央保健所 健康づくり課 ☎0985-28-2111
- 日向保健所 健康づくり課 ☎0982-52-5101
- 日南保健所 健康づくり課 ☎0987-23-3141
- 延岡保健所 健康づくり課 ☎0982-33-5373
- 都城保健所 健康づくり課 ☎0986-23-4504
- 高千穂保健所 健康づくり課 ☎0982-72-2168
- 小林保健所 健康づくり課 ☎0984-23-3118
- 宮崎市保健所 健康支援課 ☎0985-29-5286

- ライフネット宮崎 ☎0985-28-2555 \*火・木・土曜日19:00～23:00
- 宮崎自殺防止センター ☎0985-77-9090 \*日・月・水・金曜日20:00～23:00

## 自死遺族のつどい

大切な人の自死について、誰にも話すことができず、長い間、たった一人で苦しんでいませんか。同じような体験をされた遺族の方々が、安心して語り合い、思いを分かち合える場合があります。同じ悩みや苦しみを抱える仲間との出会いが、あなたの手助けになるかもしれません。

### NPO法人国際ビフレンダーズ宮崎自殺防止センター 『ランタンのつどい』

開催日 / 原則として毎月第2土曜日  
午後2時から午後4時  
場所 / 宮崎県立図書館2階  
問合せ / 県精神保健福祉センター  
☎ 0985-27-5663 (平日8:30～17:15)

### 小林保健所 『わかちあいの会』

開催日 / 毎月第4木曜日  
午後1時から午後3時  
場所 / 小林保健所  
問合せ / 小林保健所疾病対策担当  
☎ 0984-23-3118 (平日8:30～17:15)

# 犯罪被害者等の人たちの人権を守るために

～誰の身にも起こりうる私たち一人ひとりの問題です～

私たちは、誰もが幸せに生きる権利をもっています。しかし、ある日突然、犯罪によって幸せに生きる権利を奪われてしまった人たちがいます。犯罪被害者の人たちです。そして、犯罪に遭うことにより精神的、経済的負担を強いられ、幸せに生きる権利を奪われるのは被害者本人だけではありません。家族や遺族の平穏な私生活に影響を及ぼすこともあるのです。

## 1 犯罪被害者等の権利

犯罪被害者やその家族は、命を奪われる、傷害を負われる、物を盗まれるなどの事件によって直接被害を受けるだけではありません。突然、犯罪に遭ったことによる精神的ショックの長期化、医療費などの経済的な負担、捜査や裁判に関わることによる時間的な負担などが犯罪被害者やその家族の生活に大きな影響を与えます。

また、過剰な取材などによってプライバシーを侵害され、周囲の好奇の目や誤解にもとづく中傷などにより平穏な生活がおびやかされることもあります(このような被害を「二次的被害」と呼びます)。

このように犯罪被害者やその家族、または遺族の人たちの中には、平穏な生活を送る権利が十分に保障されず苦しんでいる状況にある方もいます。

### ● 保障されるべき主な権利 ●

#### 被害回復の権利

犯罪被害者の人たちは、生命を奪われる、傷害を負われるなどの身体的、精神的損害や、高額な医療費や弁護士費用の負担などの経済的な負担を強いられます。このような被害からの回復や経済的な支援を受けることを保障されなければなりません。

#### 二次的被害を受けない権利

報道や取材により、平穏な生活が保てなくなるなど、プライバシーを侵害されることがあります。また、無責任な噂や心ない言葉、誤解による中傷、インターネット上の悪意の書き込み、治療や回復過程での配慮に欠ける対応が、被害者の精神的な負担を大きくしています。このような被害を受けないように保障されなければなりません。

#### 知る権利

被害者やその家族は、どうして被害に遭ったのかなど、犯罪に関する情報をあらゆる方法で得たいと望んでいます。とくに被害者が亡くなった場合は本人から聞くことができないため、遺族は、より切実な思いを抱えています。被害者やその家族が真実を知ることが、権利として保障されなければなりません。

## 2

## 法律や制度の整備が進められています

犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るために「犯罪被害者等基本法」が制定され(2005年4月施行)、その中で『すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する』と記されています。

また、犯罪被害者の人に医療費の自己負担相当額の支給だけでなく休業補償も加算されるようになりました。さらに被害者やその家族が裁判で質問や意見を述べるような制度も整えられてきました。

犯罪被害者等を支える制度の整備も必要ですが、私たち一人ひとりが、犯罪被害者やその家族の置かれた状況を正しく理解し、人権に配慮した接し方をすることが大切です。犯罪被害者やその家族の権利を守ることは、私たち一人ひとりの「幸せに生きる権利」を守ることにつながるのです。

被害に遭われてお悩みの方は

公益社団法人みやざき被害者支援センター  
〒880-0806 宮崎市広島1丁目13番10号  
相談専用電話(無料) ☎0985-38-7830 (月曜日～金曜日 10時～16時)  
http://www.miyazaki-shien.or.jp/ ※祝日、年末年始を除く

# 女性に対する暴力をなくす運動

## 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。国連の統計によると、地球上の女性の3人に1人、約10億人がその生涯に強姦や暴力の被害に遭っており、また日本でも女性の23.7%が配偶者からの暴力の被害を受けています(2014年 内閣府)。

この期間には、県内でも、女性に対する暴力根絶のシンボル、パープルリボンにちなんだ県庁本館のパープル・ライトアップをはじめ、各地で啓発のぼりの掲示やパネル展、学習会などが行われています。



県立図書館パネル展

## パープルリボンキャンペーン啓発イベント

今年は、11月21日(月)に、県庁パープル・ライトアップに合わせ、日頃より女性に対する暴力をなくす取組を行っている、またはその取組に賛同される個人・団体・企業の皆さんが「パープルリボンキャンペーン2016」を実施されました。

このイベントのメインは、ダンスパフォーマンス「Break the Chain」です。

「Break the Chain」は、女性への暴力防止キャンペーンのテーマダンスで、女性の権利向上を求めて10億人(=one billion)に対して立ち上がりと呼びかけるOne Billion Rising運動の一環として世界各地で踊られているダンスです。暴力の根絶を願い、県民の皆さんと一緒に踊ることで、理解を広げようと呼びかけられました。宮崎オリジナルで、どなたでも踊れるような工夫とテーマに合わせた振付をしていただきました。



県庁本館ライトアップ



ダンスパフォーマンス「Break the Chain」

動画はYouTubeでもご覧いただけます。  
<https://www.youtube.com/watch?v=DBojcw38LPQ>

## 相談窓口

相談機関	電話番号	相談時間
県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	☎0985-22-3858	月～金 9:00～20:30 土・日 9:00～15:00
警察安全相談	警察本部 ☎0985-26-9110 (短縮ダイヤル#9110) 又は各警察署	終 日
県男女共同参画センター	☎0985-60-1822	月～金 9:00～17:00 土 9:00～16:30

**DV相談ナビ ☎0570-0-55210**  
 最寄りの相談窓口へ転送されます  
 \*緊急時は迷わず110番へ

**さぼーとねっと宮崎 ☎0985-38-8300** 秘密厳守  
 性暴力被害相談電話  
 月～金 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く) 相談無料

# 人権啓発活動協働推進事業の取組紹介

(法務省人権ユニバーサル事業)

宮崎県では、NPOなどの民間団体が有する豊富な専門知識やネットワーク等を活用し、協働しながら効果的な人権啓発活動に取り組む「人権啓発活動協働推進事業」を実施しています。

本年度は、応募のあった中から次の4件を委託事業として選定・実施しましたので、その概要をご紹介します。

実施団体：公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会

## 「さわる」を楽しもう! 「障がい」の意味を再考するワークショップと講演会

- 【期 日】平成29年1月13日(金)
- 【会 場】宮崎県生活情報センター2階交流ホール
- 【内 容】対象に触れて感じる作品の鑑賞法を学ぶワークショップと「さわる文化」を探求することで世界とつながり、触覚にこだわった博物館「ユニバーサル・ミュージアム」の企画実践にも取り組んでいる講師による講演会を開催しました。
- 【講 師】国立民族学博物館准教授 広瀬浩二郎氏
- 【参加者】ワークショップ(約20名)、講演会(約100名)



講演会の様子

実施団体：特定非営利活動法人障害者自立支援センター YAH!DO みやざき

## IPC(国際パラリンピック委員会)アクセシビリティガイドラインに学ぶ講演会

- 【期 日】平成28年12月2日(金)
- 【会 場】宮崎大学創立330記念交流会館・コンベンションホール
- 【内 容】東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致や2巡目国体の開催に向けた宮崎における競技施設に関するバリアフリー報告、東京における新たなバリアフリー運動とIPCアクセシビリティガイドライン及び宮崎県への提言といった内容による三部構成の講演会を開催しました。
- 【講 師】みやざきバリアフリー調査隊 坂本夏美氏、片山麻由子氏  
DPI日本会議・オリパラ調査隊 今村登氏  
日本福祉のまちづくり学会九州沖縄支部 岩浦厚信氏 ほか
- 【参加者】約70名



講演会の様子

実施団体：特定非営利活動法人宮崎文化本舗

## 『幸福は日々の中に。』映画上映と講演会

- 【期 日】平成28年11月27日(日)
- 【会 場】宮崎キネマ館
- 【内 容】知的障がい者施設「鹿児島しょうぶ学園」の取組を記録したドキュメンタリー映画の上映及び施設長の福森氏による障がい者と健常者が共生するための課題等についての講演会を行いました。
- 【講 師】鹿児島しょうぶ学園 福森 伸氏
- 【参加者】約100名



講演会の様子

実施団体：株式会社エムアイビーテレビ

## 人権啓発番組「障がい者 心の声」の制作・インターネットテレビでの配信

- 【内 容】障がいのある人たちに、健常者との接し方や社会生活の中で感じる様々な問題点について自らの視点で語ってもらうことで、健常者の気付きにくい障がい者の思いを理解し、接し方や手助けのあり方を学ぶ番組を制作、インターネット上で配信しました。



人権啓発番組の一場面

# 人権啓発パートナー強化事業のご紹介

## 人権啓発パートナー強化事業とは？

宮崎県人権啓発推進協議会では、青少年や地域社会などに大きな影響力・発信力を有するスポーツ組織や文化団体と連携・協力して様々な人権啓発活動を展開しています。

また、企業、NPO、大学などが相互に連携・協働することで、それぞれの団体が自ら人権啓発活動に取り組むきっかけを作り、各団体の人権啓発活動の活性化を図っています。

### スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動(平成28年度法務省人権啓発活動地方委託事業)

#### 青島太平洋マラソン大会

30回の節目を迎える同大会の会場において、実行委員会と連携・協力して、約12,400人のランナー、約3,300人のボランティア、そして大勢の応援の方たちに対して啓発活動を行いました。



ジンケンジャーによる啓発活動の様子

#### テゲバジャーロ宮崎、J. FC MIYAZAKI

本県初のJリーグ入りを目指す2チームと連携・協力して、試合会場でのチラシの配布や子どもを対象とした人権サッカー教室を実施し、フェアプレー精神とともに人権を尊重する気持ちを伝えました。



人権サッカー教室の様子

### 文化団体と連携・協力した人権啓発活動

#### ゆりてるシアター

親子向けの人形劇を行っているグループと連携・協力して、人権週間に合わせて実施した「人権フェスティバル」、「じんけんをまなぼう！ 2016」で人権パネルシアターや人権人形劇を行い、様々な人権課題や友だちを大切にすることを伝えました。



人権パネルシアター、人権人形劇の様子

### 企業、NPO、大学等と連携・協働した人権啓発活動事業

#### 宮崎学園短期大学(文芸漫画研究会)、 特定非営利活動法人ドロップインセンター、 (有)鉦脈社

保育について学ぶ学生、NPO、出版社が連携・協働して「やさしいところ」、「他人を思いやるところ」を感じさせる人権啓発用絵本を制作しました。制作の過程を通して若者の人権に対する関心を高めることができました。



完成した絵本の表紙

## おすすめDVD紹介

宮崎県人権啓発センターでは、人権に関する図書やDVD等を無料で貸し出しています。

\*詳しい貸出方法については、次ページをご覧ください。

アニメ

### やさしいオオカミ



● 2004年制作 / 15分

悪の代表・暴力の代名詞にされているオオカミ。でも、じつはやさしい心を持ち、本当の強さをもっていたのです。「いじめ」られ続けた気弱なオオカミが見せたやさしさ…本当の強さとは…。ご家庭でお子さんと一緒に、または学校の授業で視聴してみてくださいはいかがでしょうか。

女性・  
職場編

### どう守る 女性の権利 ～女性が活躍できる職場づくり～



● 2012年制作 / 24分

職場での女性への権利侵害の現状を再現ドラマで描き、その原因と対処法を説明しています。男女間の格差を改善し、男女が「協働」できる職場づくりを目指すことが、持続的な発展につながることを訴えています。職場での研修にどうぞ！

インターネット  
と人権

### スマホの安全な使い方教室 ～気をつけよう SNS のトラブルに～



● 2015年制作 / 23分

携帯電話やスマートフォンが急速に普及し、それに伴ってトラブルも増加しています。このDVDでは、ドラマとナビゲーターの解説を通して、個人情報の取り扱いやインターネットに潜む危険などの話題について取り上げ、スマホの安全な使い方を学ぶことができます。「指導の手引書」や「ワークシート」付きです。

同和  
問題

### 渋染一揆



● 2000年制作 / 30分

岡山県の歴史的事実である渋染一揆をアニメーション化したものです。江戸時代の差別政策に対して、人々が団結して立ち上がり、人間としての誇りをかけた要求を貫いて成功させた取り組みです。不当な差別に立ち向かった勇気や、人権を守ることの大切さについて話し合うきっかけにしてみてください。

## わたしたちの人権講座

宮崎県人権啓発センターでは、研修・視察に来られた方々を対象に「わたしたちの人権講座」を開いています。人権講座では、DVDや資料を使いながら、「人権」について楽しく学ぶことができます。多くの皆さまが当センターを訪れ、受講されています。

「わたしたちの人権講座」の申し込みは、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり20名程度です。時間は概ね60分ですが、内容により調整します。研修内容、その他の相談にも応じます。(講師謝金や資料代は無料)

詳しくは、宮崎県人権啓発センター  
TEL.0985-32-4469まで、お問い合わせください。



平成28年11月29日(火)  
高原町立後川内小中学校  
PTAの皆さん

平成28年12月9日(金)  
小林市立野尻小学校  
PTAの皆さん



# 活用してください! 宮崎県人権啓発センター

宮崎県人権啓発センターでは、個人や学校、企業・団体向けにさまざまな活動を行っています。皆様のご利用をお待ちしています。

## 研修会を実施しています!

人権担当者養成講座や県民人権講座、人権ファシリテーター養成講座などを行っています。

## 講師の派遣や紹介をしています!

企業や民間団体等の研修会への職員派遣や、外部講師の紹介を行っています。

## 人権に関する相談を受けています!

人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。

専用電話 ☎0985-26-0238

## わたしたちの人権講座を開催しています!

センター研修室での人権講座を開催しています。



ジンケンピンク

ほかにも、人権啓発資料の作成、ホームページでの情報提供、図書・DVD等の貸出(下記)も行っています。

無料

## 図書・DVD等を貸し出しています

当センターでは、人権に関する図書やDVD等を無料で貸し出しています。個人はもちろん、学校の授業や職場の研修等にご活用ください。貸出利用登録の手続きについては、センターにお尋ねください。

### ◇貸出冊数及び貸出期間

- 📖 図書 貸出冊数: 3冊以内 貸出期間: 14日以内
- 📀 DVD等 貸出本数: 3本以内 貸出期間: 14日以内
- 📺 機材 貸出期間: 14日以内(機材…DVDプレーヤー、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

### ◇図書・DVD等について

ライブラリー所蔵の図書・DVD等の種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いいたします。

## じんけんクイズ???

インターネットを利用して人と人をつなぐコミュニケーションの方法の1つとなっているサービスは何?

- A** VHS    **B** SNS    **C** GPS

ページのどこかにヒントがあるよ!

クイズの答えをお寄せください。正解者の中から抽選で5名の方に、宮崎のガイドブックを進呈いたします。アンケートハガキに答えと必要事項をご記入の上、お送りください。当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。

応募締切: 平成29年4月28日(当日消印有効)

## 編集後記

「じんけんの風」第30号を無事発行することができました。年3号ずつ発行していますので、ちょうど10年が経過したことになります。宮崎県人権ホームページからバックナンバーを見ることができますが、これまでに様々な人権課題や人権に関する情報を紹介してきました。個人読者会員も増え、多くの方から返信アンケート等もいただいております。また、各種講座等への参加やDVD等の利用にも役立てていただき、たいへんうれしく思っています。私たちの周りにはまだまだ多くの人権に関わる問題がありますが、これからも少しずつあたたかな「じんけんの風」を吹かせていきたいと思っております。(西)

## 宮崎県人権啓発センター

宮崎市橋通東2-10-1 県庁8号館6階  
(宮崎県人権同和対策課内)  
TEL.0985-32-4469  
FAX.0985-32-4454

情報・ご意見などをお待ちしています。  
<http://www.m-jinken.jp/>



読者's VOICE!

○今までこういう情報誌が少なかったと思う。児童虐待防止のことをもっと広めてほしい。(宮崎市 60代)

○人権を守る上での様々な情報が掲載されており参考になった。人権侵害にかかわる事例等も紹介してほしい。(五ヶ瀬町 50代)

○拉致問題は早急に解決しなければならないことだと思う。(宮崎市 30代)